

## 生駒市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成25年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成25年11月26日

生駒市監査委員 藤本勝美  
生駒市監査委員 井上圭吾  
生駒市監査委員 山田正弘

### 記

#### 1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者の監査

#### 2 監査の実施期間

平成25年9月4日(水)～同年10月4日(金)及び10月10日(木)

#### 3 監査の対象

生駒山麓公園ふれあいセンターの指定管理者である大新東・ナック共同体における平成24年度指定管理業務

当該業務を所管する都市整備部公園管理課における指定管理者の指定等に係る事務

#### 4 監査の観点及び方法

指定管理業務については、適切に指定管理業務が執行されているかについて、事業報告書、収支決算書等関係諸帳簿及び証拠書類の提出を求めて確認・照合を行うとともに、必要に応じて担当者から事情を聴取する方法で、監査を実施した。

市所管課に対しては、関係書類を審査するとともに、指定管理者の指定等に係る事務及び指導監督が適切になされているかに主眼をおいて監査を実施した。

#### 5 指定管理者の概要

大新東・ナック共同体は、大新東株式会社と特定非営利法人ナックの2法人から構成されており、法人の概要は下記のとおりである。

	代表団体	構成団体
名 称	大新東株式会社	特定非営利活動法人ナック
主たる事務所	東京都調布市調布ヶ丘 3丁目6番地3	大阪市北区大淀南1丁目9番 16号山彦ビル5階505号

法人設立	昭和37年2月16日	平成13年12月15日
従業員数	4,515名	33名
目的等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車両の運行管理請負・点検に関する事業</li> <li>○旅客自動車運送事業</li> <li>○学校、病院、寮、保養施設、社会福祉施設等の総合管理業務、給食業務の請負及び栄養管理、指導に関する業務</li> <li>○不動産の売買・賃貸借・管理及びその仲介</li> <li>○日本の歴史、文化教育に関する資料館、遊園地、興業場施設の経営、管理、運営の受託</li> <li>○上記及び上記以外の業務を複合的に含む一括アウトソーシング事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然体験活動及び環境教育の推進に関する事業</li> <li>○青少年活動の指導者養成事業</li> <li>○指導員の派遣</li> <li>○野外活動施設の管理運営</li> </ul>

## 6 指定管理業務等の概要

### (1) 管理施設の概要

生駒山麓公園ふれあいセンターは、生駒山麓公園の中核施設として、市民に学習・文化活動、レクリエーションの場を提供するとともに、幼児から高齢者まで、市民相互のふれあいの場として設けられた施設である。

施設名称	生駒山麓公園ふれあいセンター	
所在地	生駒市俵口町2088番地	
開設年月日	平成3年11月	
構造	鉄筋コンクリート造、地下1階・地上3階建て	
延床面積	5,257.079 m <sup>2</sup>	
施設の内容	研修棟	地階 機械室 1階 研修室（和室）10畳2室、21畳1室 2階 研修室（和室）10畳4室 多目的研修室（和室）99畳1室 休憩室（和室）38.5畳／事務室 3階 研修室（洋室）4室
	宿泊棟	1階 洋室（2段ベット）4室／談話室1室 2階 洋室（2段ベット）4室／談話室1室

	浴室棟	浴場 露天／泡／うたせ湯／白湯／サウナ
	屋内 プール棟	温水プール 水面積 200㎡ プールサイト 260㎡
備考	1階にはレストラン（厨房）、屋外にはいこいの広場（旧ゲートボール場）あり	

## (2) 指定管理業務の範囲

### ア 施設の運営に関する業務

- (ア) 施設の使用許可、施設使用許可の取消し等に関する業務
- (イ) 施設の使用の制限又は禁止に関する業務
- (ウ) 施設使用料の徴収、使用料の還付及び使用料の減免手続きに関する業務

### イ 施設の維持管理に関する業務

- (ア) 警備業務
- (イ) 日常清掃、定期清掃業務
- (ウ) 機械、施設設備の保守
- (エ) 環境衛生管理業務
- (オ) 施設・設備の軽微な補修、修繕業務

### ウ 施設の管理全般に関すること

- (ア) 施設に係る総務・経理業務
- (イ) 利用者への対応、案内業務
- (ウ) 広報・啓発業務
- (エ) 事業報告書の作成及び提案

### エ その他施設の管理に関し必要と認める業務

以上の業務内容を基本協定書及び生駒山麓公園ふれあいセンター仕様書により定められており、個人情報保護については、指定管理者の遵守事項として別途特記事項を定めている。

## (3) 自主事業について

指定管理業務に支障が生じない範囲で、生駒山麓公園ふれあいセンターにおいて、指定管理者の責任と費用負担において自主事業を実施することができる。

また、自主事業であるレストランについては、応募段階において、必ずレストランの運営に関する自主事業を提案するよう求めており、提案がない場合は選定の対象外となっている。

大新東・ナック共同体はレストラン及び屋内温水プール（平成24年度は4月28日から9月30日までの間営業）の自主事業を行っている。

#### (4) 指定管理者の指定

- ・ 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項、生駒山麓公園ふれあいセンター条例第2条の2から第2条の6までの規定に基づき実施されている。
- ・ 指定管理者の公募に当たっては、平成22年12月15日号の広報いこまに掲載するとともに、市のホームページに掲載している。また、現地説明会への参加を必須条件とし、平成23年1月15日から1月21日までを申請書の提出期間として募集している。
- ・ 応募した3団体を対象として、「生駒山麓公園ふれあいセンター指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき設置された「生駒山麓公園ふれあいセンター指定管理者選定委員会」が事業計画、管理運営体制、自主事業計画、利用者サービスの向上策、収支計画および事業実績の審査基準に照らし合わせて第1次審査（書類審査）を行い、さらにその3団体に対して第2次審査（プレゼンテーション）を実施した上で指定管理者候補者を決定した。また、指定管理者候補者の選定結果（評価項目、評価結果）については、市のホームページに掲載し公表している。
- ・ 指定管理者候補者については、平成23年3月に市議会の議決を経て、指定管理者に指定されている。
- ・ 指定期間は、平成23年7月1日から平成26年6月30日までの3年間としている。

#### (5) 指定管理料

生駒市は、指定管理者と3年間の基本協定書を締結し、年度毎の指定管理料については、毎年度指定管理者と締結する年度協定書により当該年度の指定管理料を定めることとなっている。当初の3年間の指定管理料は、292,279,000円であり、平成23年3月市議会の議決を経て、債務負担限度額を337,320,000円として債務負担行為を設定している。なお、当該指定管理料は、大新東・ナック共同体の提案額と同額である。

なお、平成24年度の指定管理料については、指定管理者から、基本協定書第22条の規定により、100万円以上の施設の修繕、補修等については生駒市が実施することとなっているが、指定管理者で行う方が臨機応変に対応でき、利用者に不便をかける期間が短縮できるとの申出があり、部内で協議した結果これを了承して、4,000,000円の増額を行い101,411,550円で年度協定書を締結している。加えて、生駒市の節電対策の一環として、7、8月に浴場の無料開放を行ったことから、当初見込みより利用者数が大幅に増加し、それに伴う光熱水費等の経費873,420円を増額して年度協定書の変更を行い、102,284,970円となっている。

(単位：円)

各年度指定管理料支払額	変更前	変更後
平成23年度 (H23.7.1～H24.3.31)	73,064,250	73,064,250
平成24年度 (H24.4.1～H25.3.31)	97,411,550	102,284,970
平成25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	97,440,200	100,040,200
平成26年度 (H26.4.1～H26.6.30)	24,363,000	24,363,000
合 計	292,279,000	299,752,420

※平成25、26年度は予定額を記載

## 7 平成24年度施設利用状況 (大新東・ナック共同体事業報告書より)

○施設利用状況年度比較

(単位：人)

ふれあいセンター		浴 場		プール (自主事業)		レストラン (自主事業)	
平成 23年度	平成 24年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 23年度	平成 24年度
16,769	21,894	95,737	96,352	9,644	9,171	18,203	20,303

## 8 平成24年度指定管理経費の収支状況 (指定管理者事業報告書より)

項目		最終予算額	決算額
人 件 費	職員給与・賞与	7,000,000	7,740,000
	臨時職員賃金	2,800,000	2,519,997
	法定福利費	1,700,000	2,204,043
	福利厚生費・交通費・共済会	690,000	1,131,513
	小計	12,190,000	13,595,553
消 耗 品 費	事務用品	450,000	555,388
	風呂殺菌塩素	700,000	267,738
	石鹼他	500,000	107,940
	小計	1,650,000	931,066
燃料費		7,000,000	8,054,628
印刷製本費・手数料		400,000	15,000
修繕料		13,000,000	13,114,619
光熱水費・通信運搬費		18,331,000	24,619,200
委 託 料	警備業務	4,500,000	3,398,000
	清掃業務	17,000,000	15,595,000
	設備管理業務	9,600,000	7,731,737
	ボイラー保守点検業務	380,000	470,000
	環境衛生管理業務	200,000	87,829
	ふれあい機械警備	350,000	235,200

エレベーター保守業務	1,060,000	888,000
浴場管理業務	2,100,000	1,911,918
地下タンク検査	100,000	27,944
その他の業務	450,000	247,028
小計	35,740,000	30,592,656
カラオケ、券売機保守点検	1,000,000	354,500
リネン・寝具等賃借料	2,100,000	1,185,745
その他経費	1,503,000	451,290
一般管理費等経費	4,500,000	4,500,000
合計	97,414,000	97,414,257
消費税	4,870,970	4,870,713
総合計	102,284,970	102,284,970

## 9 監査の結果

監査の対象に係る事務の執行については、以下のとおり、検討、改善、再度作成等が必要であると思われる点が見受けられたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、措置を講じられるとともに、その旨を通知されたい。なお、事務処理上改善を要する軽微な事項については、担当職員等に直接指導を行った。

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者募集要項及び仕様書、指定管理者指定申請書、生駒山麓公園ふれあいセンター指定管理者選定委員会の審査結果表等関係書類を審査した結果、指定管理者の指定手続は適正に行われているものと認められた。

### (2) 備品等の管理について

備品等の管理については、基本協定書第 23 条に規定されている。

備品台帳に基づいて備品等の管理状況を確認したが、備品台帳に登載されている備品が既に廃棄されていると思われるものが多く見られたため、備品台帳の整理を行い、適正に管理されたい。(公園管理課、大新東・ナック共同体)

### (3) 施設の使用料について

ふれあいセンターの施設等使用許可申請書、売上日計表、領収書(控)、月次実績報告書、収入伝票等を照合・確認した結果、使用料の生駒市への納入については、基本的に 1 週間分を収入伝票により納入されており月次実績報告書及び売上日計表とは金額は一致していたが、施設等使用許可申請書及び領収書(控)からは照合できない状態であったため、容易に照合できるよう関係書類については適正に整理するとともに、指定管理者においても入金額のチェック体制を整備し、入金金額の正確性を確保されたい。(公園管理課、大新東・ナック)

ク共同体)

施設の使用については、生駒山麓公園ふれあいセンター条例及び同条例施行規則により、利用時間、料金が定められており、おおむね適正に使用許可業務等を行っているが認められたが、利用時間の延長等、条例に定めのない事例等が見受けられた。施設の開館時間、利用時間、料金等については、利用者の要望や実態も踏まえ、規定と実態に乖離が生じることのないよう検討されたい。(公園管理課、大新東・ナック共同体)

(4) 施設の修繕について

基本協定書第 22 条の規定により、本来は 100 万円以上の施設の修繕、補修等(以下「修繕等」という。)については市が負担し施工すべきところ、工期の短縮等の理由により、指定管理者が行う旨の申出が指定管理者からあったため、部内で協議した結果、申出のとおり、指定管理者が修繕等を行うこととし、それに伴い指定管理料を増額している。しかし、指定管理料の増額に伴う工事内容などが不明瞭であり、相当性について判断できなかつた。ついては、増額に伴う工事内容等を明らかにされたい。(公園管理課、大新東・ナック共同体)

施設の建設から 20 年以上が経過しており、今後、修繕等に要する費用は増加することが予想される。そのため、今後、施設の修繕等については、市と指定管理者の費用負担区分の明確化も含めて計画的に実施されたい。また、修繕等に要する費用については、その妥当性を十分に検討したうえで実施されたい。(公園管理課、大新東・ナック共同体)

(5) 収支報告について

平成 24 年度の事業報告に係る収支報告書の内容について、総勘定元帳、各支払伝票等の支出帳票類の提出を求め確認したところ、収支報告書にある項目と総勘定元帳にある項目とが一致していないものが多く、項目によっては照合困難であった。また、基本協定書第 16 条第 2 項の規定により指定管理業務の経費と自主事業の経費は区分して経理すべきところ、明確に区分されていないものが見受けられた。さらに、収支報告書の「一般管理費等経費」について、決算額が予算額と同額となっており、決算の実態を正確に表しているとは言い難い。

指定管理者から提出される収支報告書等は、指定管理業務の状況を把握し、今後の事業運営に反映するための基礎的な資料であり、次期の指定管理者募集の際には、現在の管理運営状況についての情報としても重要な資料の一つとなるものである。そのため、収支報告書等については、正確に実態を表していることが前提であり、市としても、指定管理者が作成した収支報告書等の重要な資料については、その信頼性を検証することが必要である。ついては、会計帳簿等に基づき、正確な収支報告書を再度作成されたい。(公園管理課、大新東・ナック共同体)

今後、収支報告書は総勘定元帳等の会計帳簿に基づき正確に作成し、その正確性についても十分に検証されたい。(公園管理課、大新東・ナック共同体)